

昭和三十六年政令第二百五十八号

後進地域の開発に関する公共事業に係る国
の負担割合の特例に関する法律施行令
内閣は、後進地域の開発に関する公共事業に係
る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六
年法律第百十二号）第二条第三項、第三条第三項
及び第四条の規定に基づき、この政令を制定す
る。

（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）
第一條 後進地域の開発に関する公共事業に係る
國の負担割合の特例に関する法律（以下「法」と
いう。）第二条第二項に規定する政令で定め
る事業は、次に掲げるものとする。
一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止す

口 イ 河川法（昭和三十九年法律第二百六十七号）第三条第一項に規定する河川に係る改修事業として行わられる事業で該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの以外のもの

口 ロ 二条第一項に規定する海岸保全施設に関する事業のうち、直轄事業（国が都道府県に負担金を課して行う事業をいう。以下同じ。）及び補助事業（都道府県が国の負担金又は補助金の交付を受けて行う事業をいう。以下同じ。）補助事業にあつては、当該事業に要する経費の総額及び該事業に要する経費の総額及び当該事業と事業効果を共通にする国が行う海岸保全施設に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う海岸保全施設に関する事業に要する経費の総額及び当該事業に要する経費の総額及びその区域内において当該事業の全部若しくは一部が行わる一の市町村と同一の市町村の区域内においてその全部若しくは一部が行われる国が行う海岸保全施設に関する事業若しくは当該事業以外の地方公共団体が行う海岸保全施設に関する事業に要する経費の総額の合算額が五千万円未満である場合における当該事業に限る。）

八 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事に関する事業のうち、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの

二 直轄事業及び河川法第三条第一項に規定する河川の水系に属する河川の流域におけるものに係る補助事業

（3）（2）（1） 高速自動車国道
一般国道

（3）（2）（1） 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた都道府県道又は市道

(4) (3)に掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる都道府県道又は市町村道
リ 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾、同項に規定する地方港湾で同法第三十三条の規定により地方公共団体が港湾管理者であり、かつ、国土交通大臣が公有水面埋立立法施行令（大正十一年勅令第百九十四号）第三十二条第一号の規定により乙号港湾として指定しているもの並びに同法第二条第九項に規定する避難港に係る同条第七項に規定する港湾工事に関する事業

一項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の施設に係る事業
新設又は改良の工事に関する事業

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十九号）第八十五条第一項、第八十五条の二第一項若しくは第八十五条の三第一項若しくは第六項の規定による申請により、又は同法第八十七条の二から第八十七条の五までの規定により行う同法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち、同項第一号に掲げる事業（次に掲げるものに限る。）、同項第二号に掲げる事業、同項第三号に掲げる事業（農地中間管理機構関連農地整備事業として行われる補助事業に限る。）、同項第四号に掲げる事業（直轄事業に限る。）、同項第五号に掲げる事業（土地改良施設設備事故復旧事業として行われる直轄事業及び補助事業に限る。）及び同項第七号に掲げる事業（農地中間管理機構関連農地整備事業又は地盤沈下対策事業として行われる補助事業に限る。）

(1) 農業用排水施設に係る直轄事業

(2) 堤防に係る補助事業（湖岸堤防に係る補助事業にあつては、次に掲げる額のいずれかが五千万円以上である場合における当該補助事業に限る。）

(i) 当該補助事業に要する経費の総額

(ii) 当該補助事業に要する経費の総額及び当該補助事業と事業効果を共通にする国が行う湖岸堤防に関する事業又は当該補助事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額

(iii) 当該補助事業に要する経費の総額及び当該補助事業の全部又は一部がその区域内においてその全部又は一部が行われる国が行う湖岸堤防に関する事業又は当該補助事業以外の地方公共団体が行う湖岸堤防に関する事業に要する経費の総額の合算額

(3) 農地中間管理機構関連農地整備事業として行われる補助事業

第三条 国が適用団体に負担金を課して行なう開発指定事業について国が通常の負担割合をこえ、て当該年度の負担をすることとなる場合において、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められるときは、開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第一百十一条第二項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、当該適用団体が納付すべき負担金について、その見込額を納付させることができる。この場合において、当該適用団体が納付すべき負担金の確定額額が当該見込額と異なるときは、その差額を当該年度の翌年度において納付させ、又はこれと当該年度の翌年度の当該適用団体の納付すべき負担金とを相殺し、若しくはこれを当該年度の翌年度において還付しなければならない。

第二条 開発指定事業について適用団体が法令の規定により分担金、負担金その他これらに準ずるもの（以下「分担金等」という。）を徴収することとしている場合において、当該開発指定事業に関する分担金等の負担割合に係る基準を引き下げようとするとき、又は当該開発指定事業に関し現に課されている分担金等の負担割合を引き下げようとするときは、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬい。

（分担金等の徴収の確保）

二 法第二条第二項各号に掲げる施設に係る事業のうち、前号に掲げるもの以外のもので次に掲げる事業として行われるものに掲げる事業として行わられる農業用道路に係る事業（これらの事業の附帯事業を除く。）とし
て行われる農業用道路に係る事業

口 イ 新潟地区地盤沈下対策に係る事業

ロ 特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第三条に規定する事業計画に基づく事業（急傾斜地崩壊防止事業を除く。）

(6) 整備事業	(4) 湿水防除事業
基幹農道整備事業、広域営農団地農道 整備事業又は田地害総合土地改良事業	(当該補助事業に要する経費の総額が五 千万円以上であるものに限る。)
事業	(5) 地盤沈下対策事業
	として行われる補助

第一条第一号ルの規定の適用については、当分の間、同号ルの規定中、「同法第四条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港」とあるのは、「同法第四条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港並びに同法附則第三条第一項に規定する自衛隊共用空港」とする。

(農地及び農業用施設に係る特例)

第一条第一号ヲの規定の適用については、当分の間、同号ヲの規定中、「防災ダム」とあるのは、「農地の保全上必要な施設(急傾斜地等に係るものに限る)」「防災ダム」とする。(國の無利子貸付けへの準用)

國が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用する。

2 (関係政令の廃止)
次に掲げる政令は、廃止する。

東北開発促進法施行令（昭和三十三年政令第三十号）

九州地方開発促進法施行令（昭和三十五年政令第二百九十九号）

四国地方開発促進法施行令（昭和三十六年政令第四十二号）

（引上率の通知）
おいては、当該年度の翌翌年度に交付することができるものとする。

2 適用団体が国の負担金又は補助金の交付を受けて行なう開発指定事業について国が通常の負担割合をこえて当該年度の負担をすることとなる場合においては、開発指定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長は、当該開発指定事業に係るそのこえる部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合には

べき負担金の確定額と見込額とか異なるときの措置並びに法による改正前の地方財政再建促進特別措置法第十七条、東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）第十二条第二項及び第三項、九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）第十二条第二項及び第十三条、四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）第十二条第三項及び第十三条並びに四国地方開発促進法の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第七十号）附則第二項の規定により昭和三十四年度分又は昭和三十五年度分の予算に係る事業について国が通常の負担割合をこえて負担をした場合における都府県に対するそのこえる部分の額の交付については、なお従前の例による。

法附則第二項後段の規定による通常の国負担割合に乘ずる数又はこれに対する率の法附則第四項において準用する法第三条第四項の規定による通知は、当該年度の翌年度の十一月三十日までにするものとする。

法による改正前の地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）第十七条の規定により財政再建団体である都府県に係る昭和三十五年度分の予算に係る指定直轄事業について国が通常の負担割合をこえて負担をした場合における当該財政再建団体である都府県が納付すべき負担金の額を入込額とし、

〔場合において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担に相当する額の無利子の貸付金の貸付けを行うこととなるときは、当該事業」と、「当該開発指定事業」とあるのは「当該事業」と、「部分の額」とあるのは「部分の額に相当する当該貸付金の額」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。」

別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第三条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「行なう開発指定事業」とあるのは「開発指定事業を行つたとしたならば、当該開発指定事業」と、「場合においては、開発指定事業」とあるのは

1 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三九年一月二八日政令第一二号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和三十八年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和四〇年一月一一日政令第一四号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。

附 則（昭和四〇年三月二二日政令第三八号）

（明日香村整備計画に係る政令で定める開発指定事業）
法附則第六項により読み替えて適用する法第三条第一項に規定する政令で定める開発指定事業は、都市計画において定められた道路の改築とする。

附 則（昭和三七年七月二日政令第二八
一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年八月二三日政令第三
一號）抄

年法律第二百十八号)第二十三条第一項に規定する特定施設をいう。以下次号において同じ。)の新築又は改築の工事のうち、洪水調節、高潮防禦、かんがいその他の流水の正常な機能の維持と増進の用途に係る工事

二 水資源開発施設(水資源開発公団法第十八条第一項第二号に規定する水資源開発施設をいうものとし、特定施設でその新築又は改築に係る同法第二十六条第一項の規定による国との交付金にかんがいに係るもののが含まれてゐるものを除く。)の新築又は改築の工事のう

る算定については、これを法附則第二項にいう改正前の国の負担割合の特例に関する法令に規定する事業又は開発指定事業みなす。この場合において、法による改正前的地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基づく政令の規定の適用にあたつては、これを指定直轄事業又はこれに相当する事業みなす。

